

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 雄郡 200号線	土居田町	土居田町	
2	市道 雄郡 201号線	針田町	針田町	
3	市道 素鷲 182号線	枝松二丁目	枝松二丁目	
4	市道 味酒 139号線	衣山三丁目	衣山三丁目	
5	市道 味酒 140号線	衣山三丁目	衣山三丁目	
6	市道 桑原 264号線	畑寺四丁目	畑寺四丁目	
7	市道 桑原 265号線	畑寺四丁目	畑寺四丁目	
8	市道 桑原 266号線	東野五丁目	東野五丁目	
9	市道 味生 280号線	清住二丁目	清住二丁目	
10	市道 生石 282号線	南吉田町	南吉田町	
11	市道 生石 283号線	久保田町	久保田町	
12	市道 生石 284号線	久保田町	久保田町	
13	市道 生石 285号線	高岡町	高岡町	
14	市道 垣生 194号線	西垣生町	西垣生町	
15	市道 垣生 195号線	東垣生町	東垣生町	
16	市道 垣生 196号線	東垣生町	東垣生町	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 久枝 273号線	東長戸三丁目	東長戸三丁目	
18	市道 余土 235号線	市坪南二丁目	市坪南二丁目	
19	市道 余土 236号線	余戸西六丁目	余戸西六丁目	
20	市道 余土 237号線	市坪南二丁目	市坪南二丁目	
21	市道 久米 239号線	来住町	来住町	
22	市道 久米 240号線	南久米町	南久米町	
23	市道 小野 235号線	平井町	平井町	
24	市道 浮穴 103号線	森松町	森松町	
25	市道 浮穴 104号線	森松町	森松町	
26	市道 石井 511号線	和泉南四丁目	和泉南四丁目	
27	市道 北条 19号線	北条	北条	
28	市道 興居島 53号線	由良町	由良町	
29	市道 石井 512号線	古川南二丁目	古川南二丁目	

2. 次の市道路線を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
30	市道 堀江 130号線	堀江町	堀江町	

(提案理由)

図面番号第1～27号の路線は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設され、同法第39条の規定に伴い、第28号は里島体験滞在型交流施設整備事業に伴い、第29号は一般交通の用に供されている道路で土地所有者からの申請に基づき、

市道に認定するため、第30号は一般交通の用に供されていない道路で地元からの申請に基づき、市道の路線を廃止するため、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

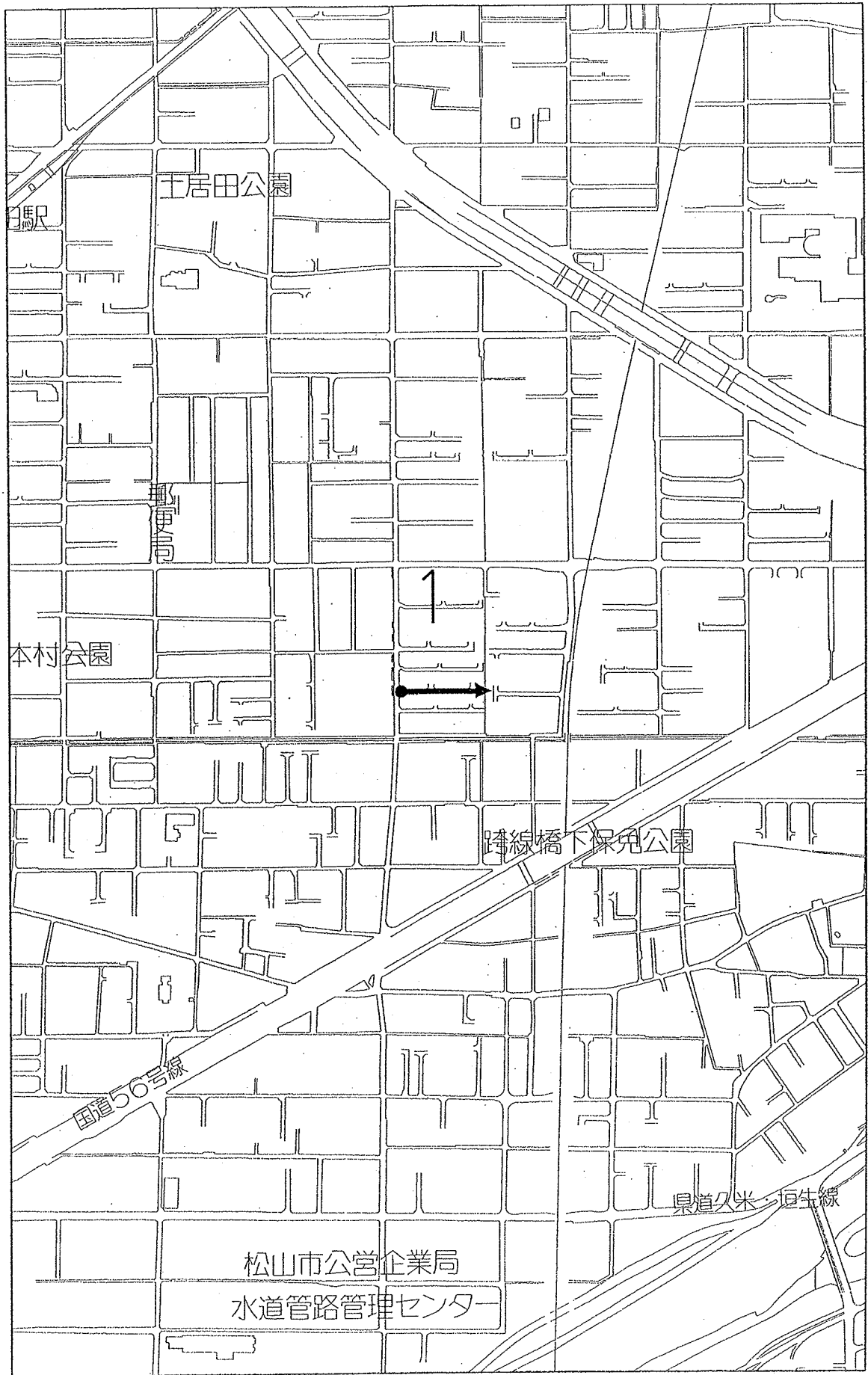
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

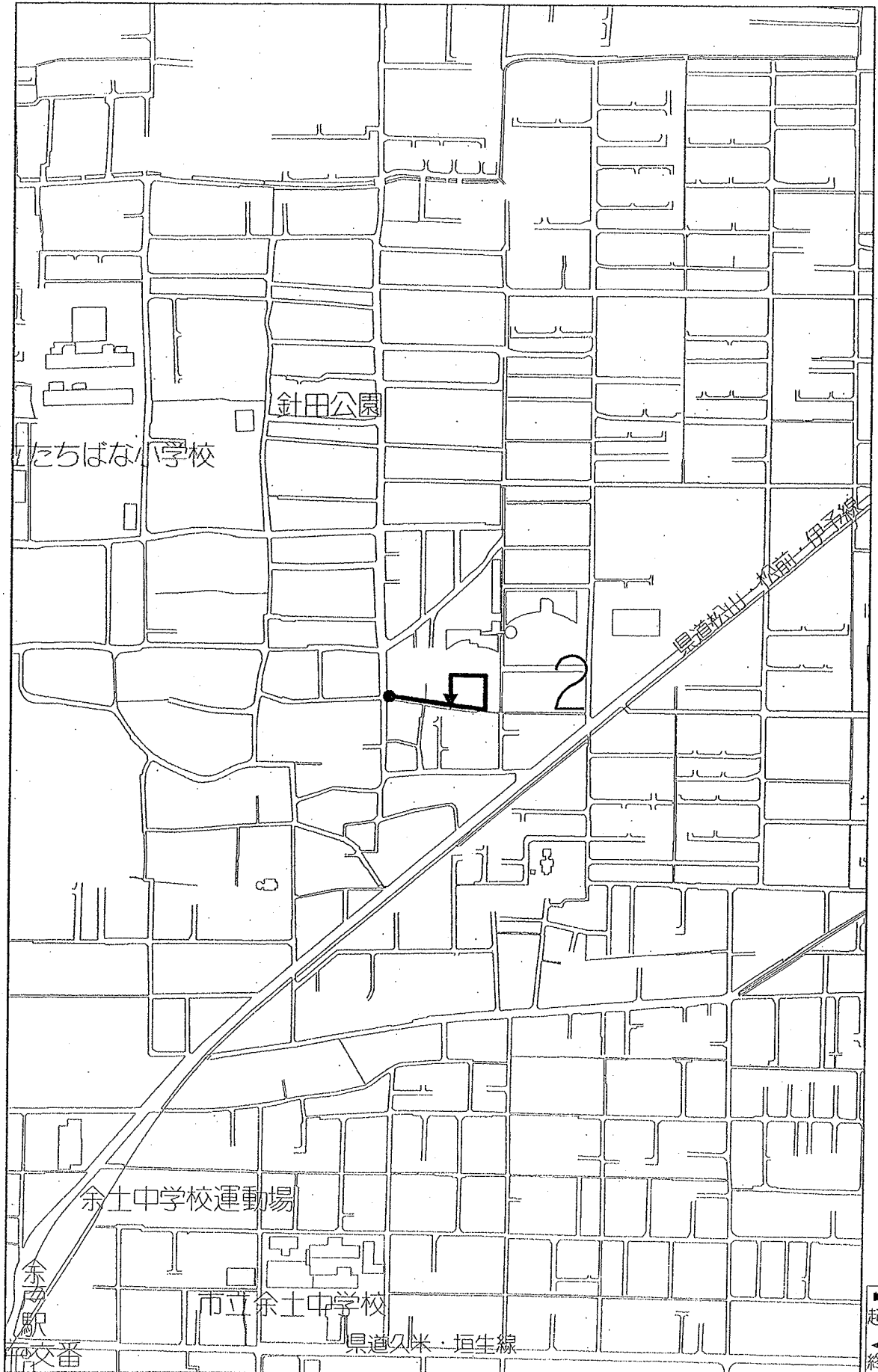
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

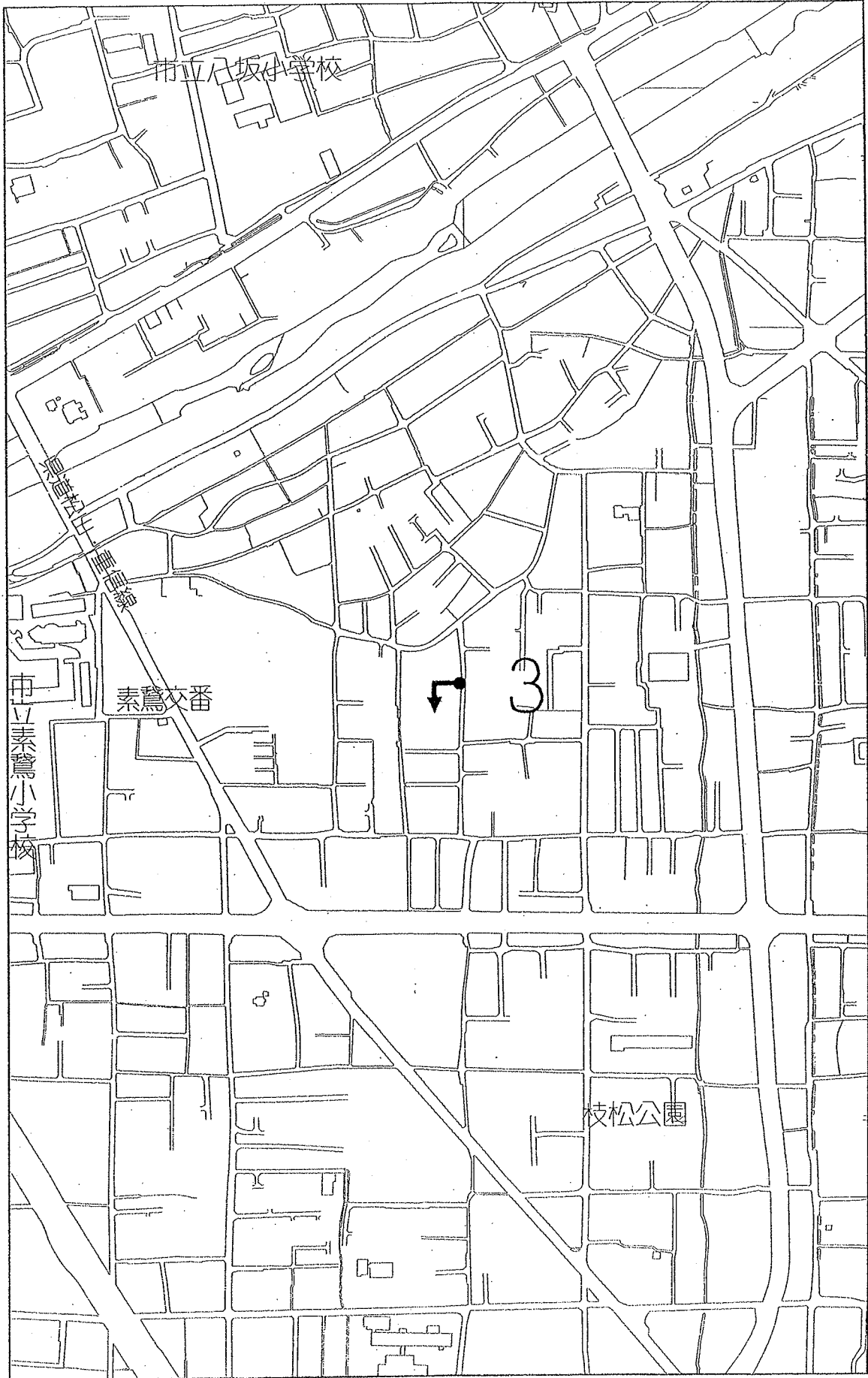
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



 起点
 終点

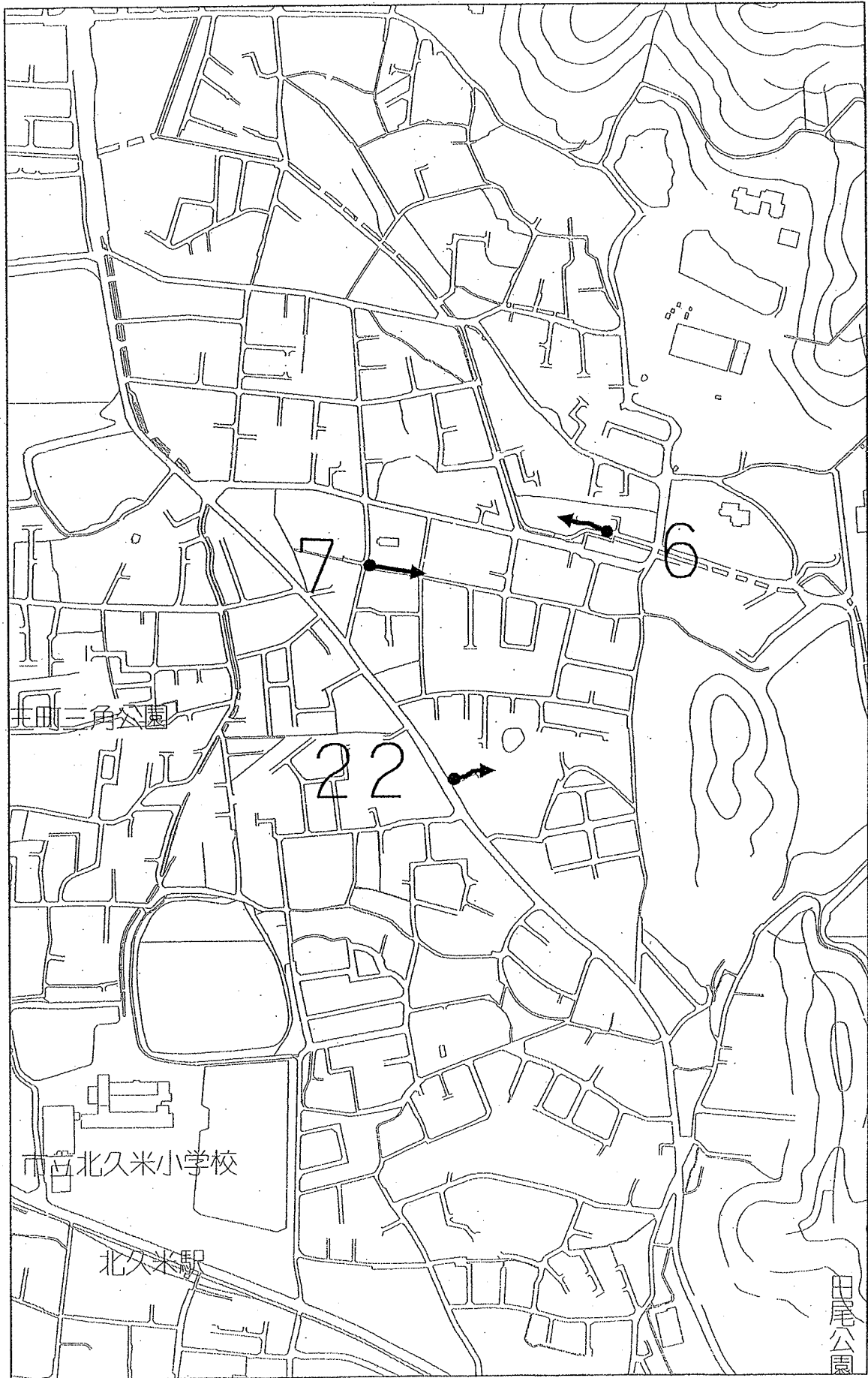


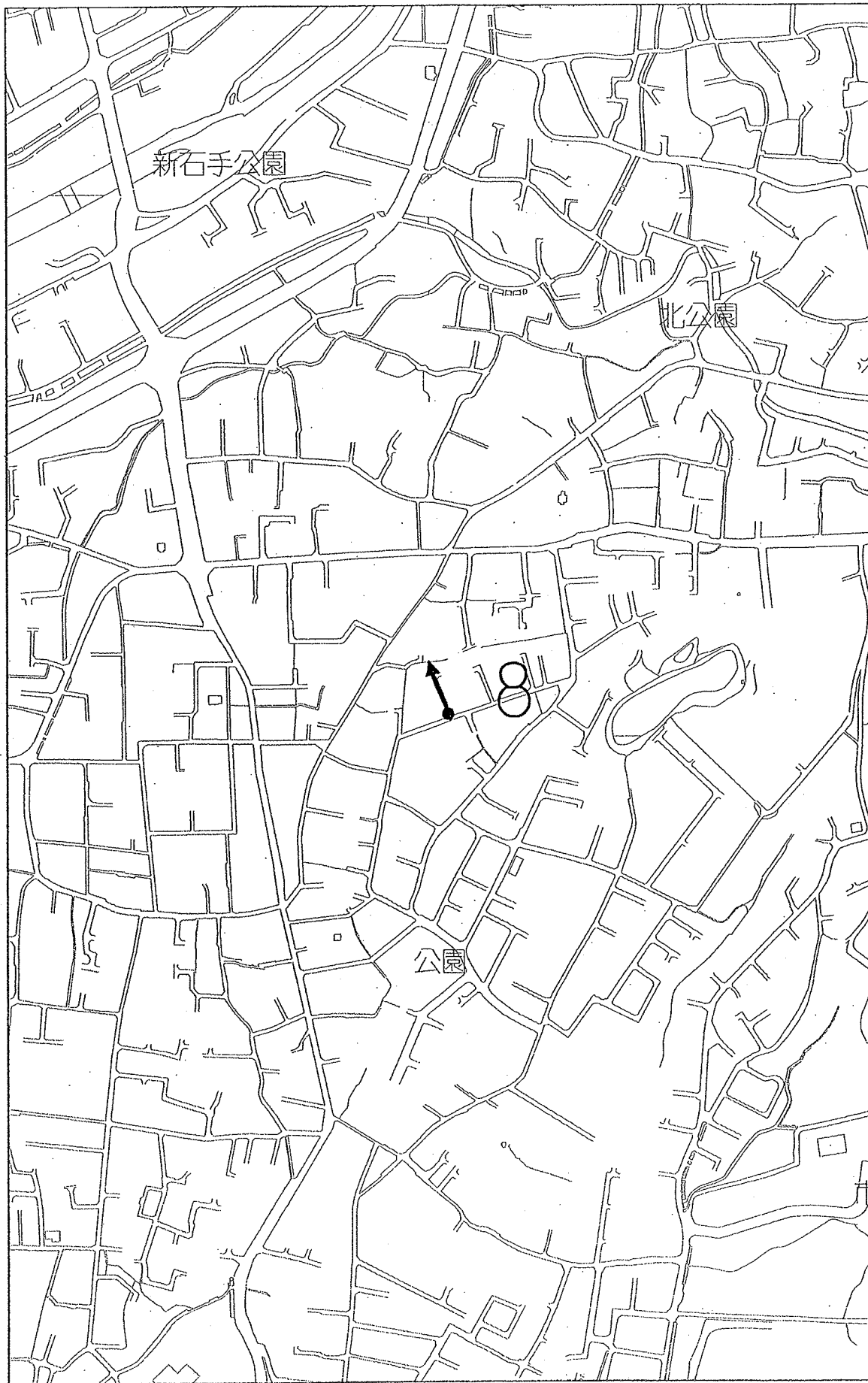
● 起点
 ▲ 終点

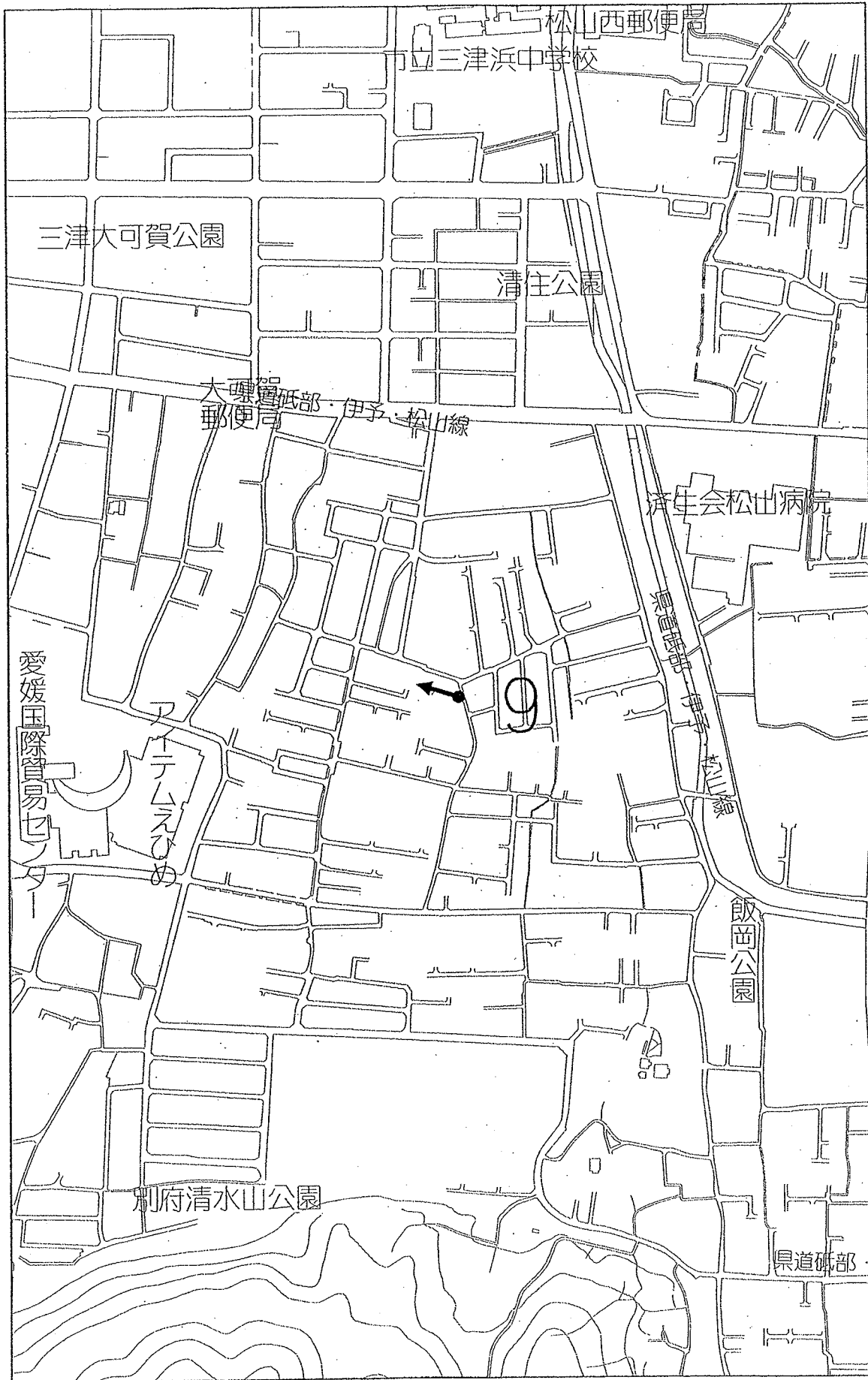




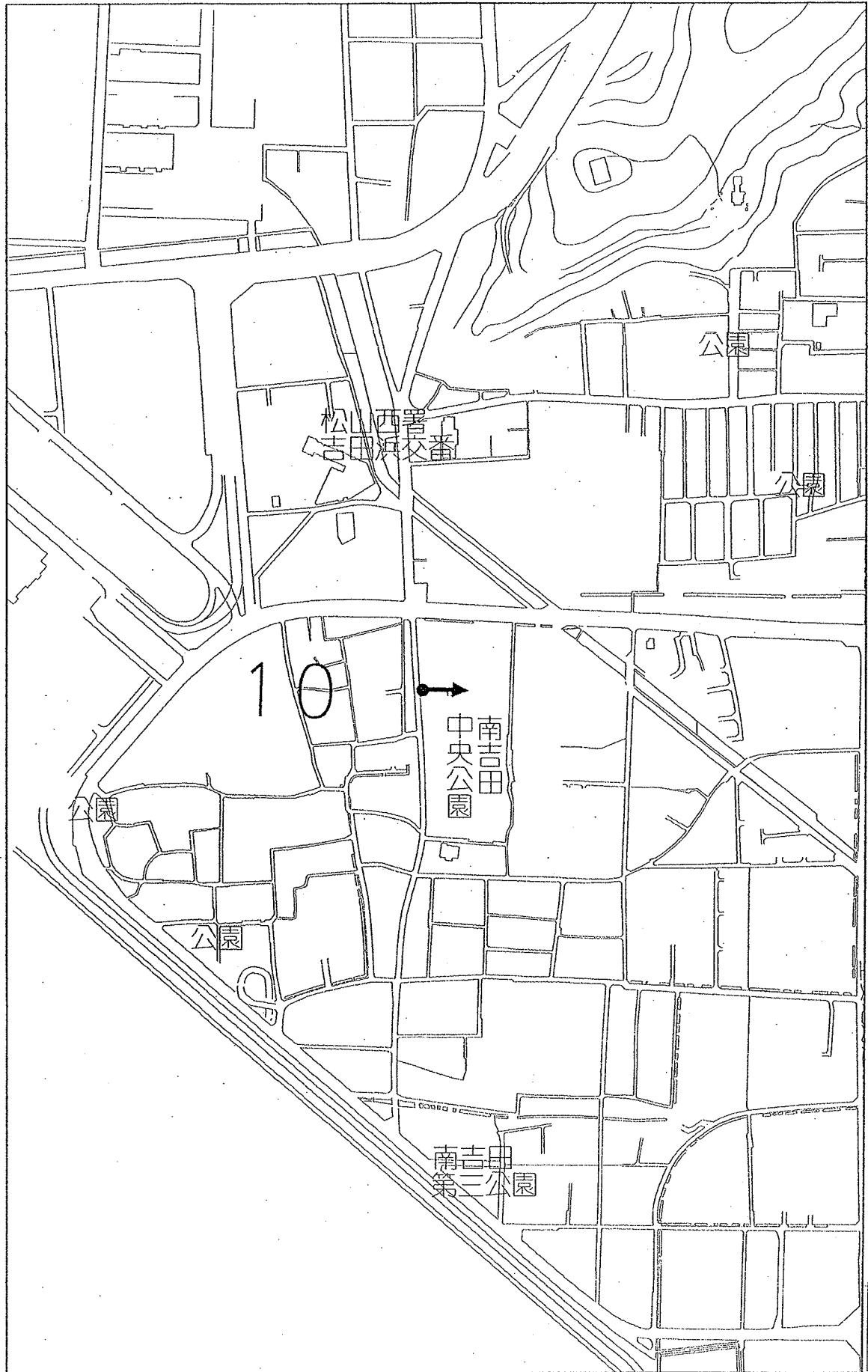
● 起点
▲ 終点



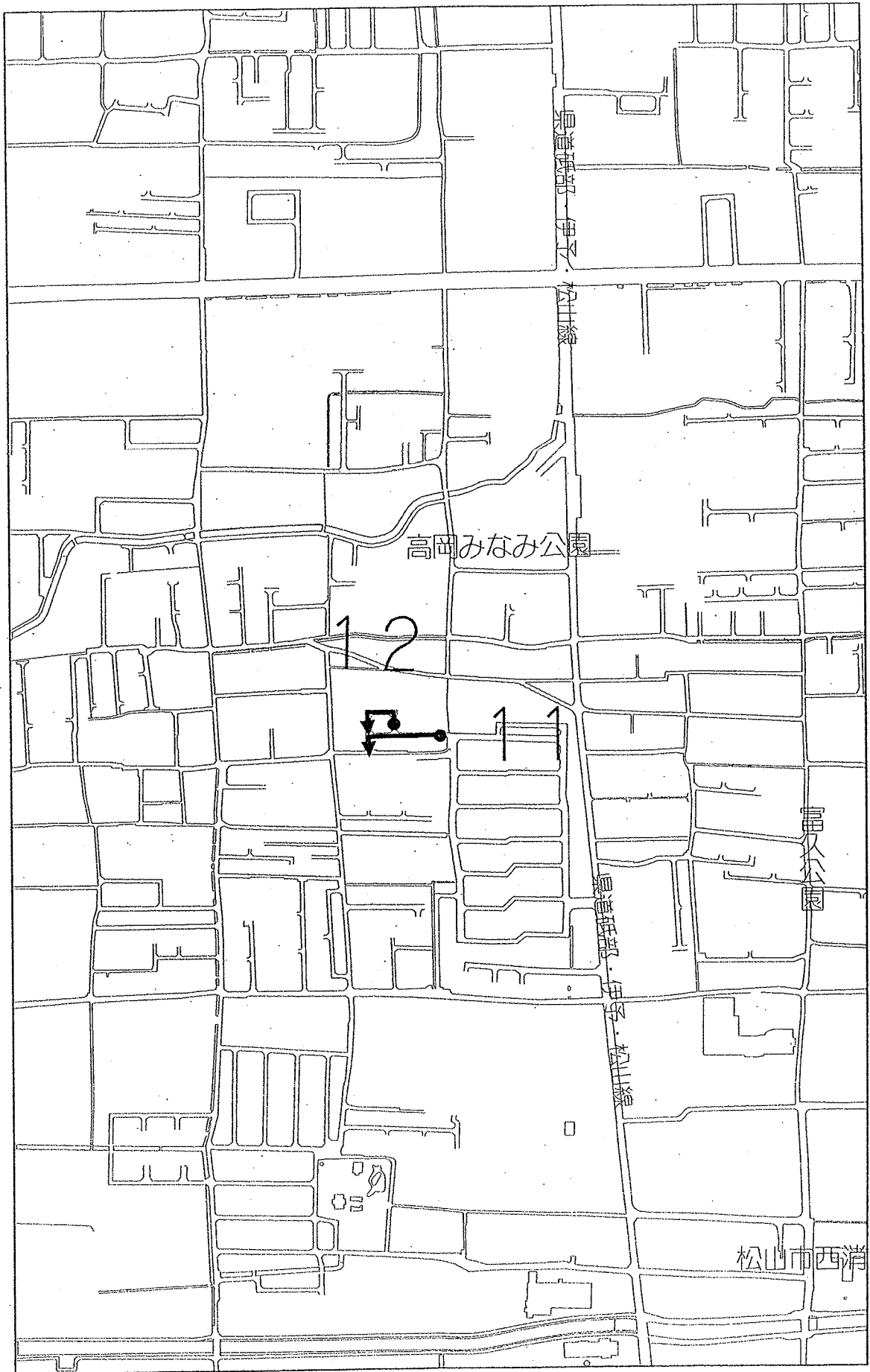




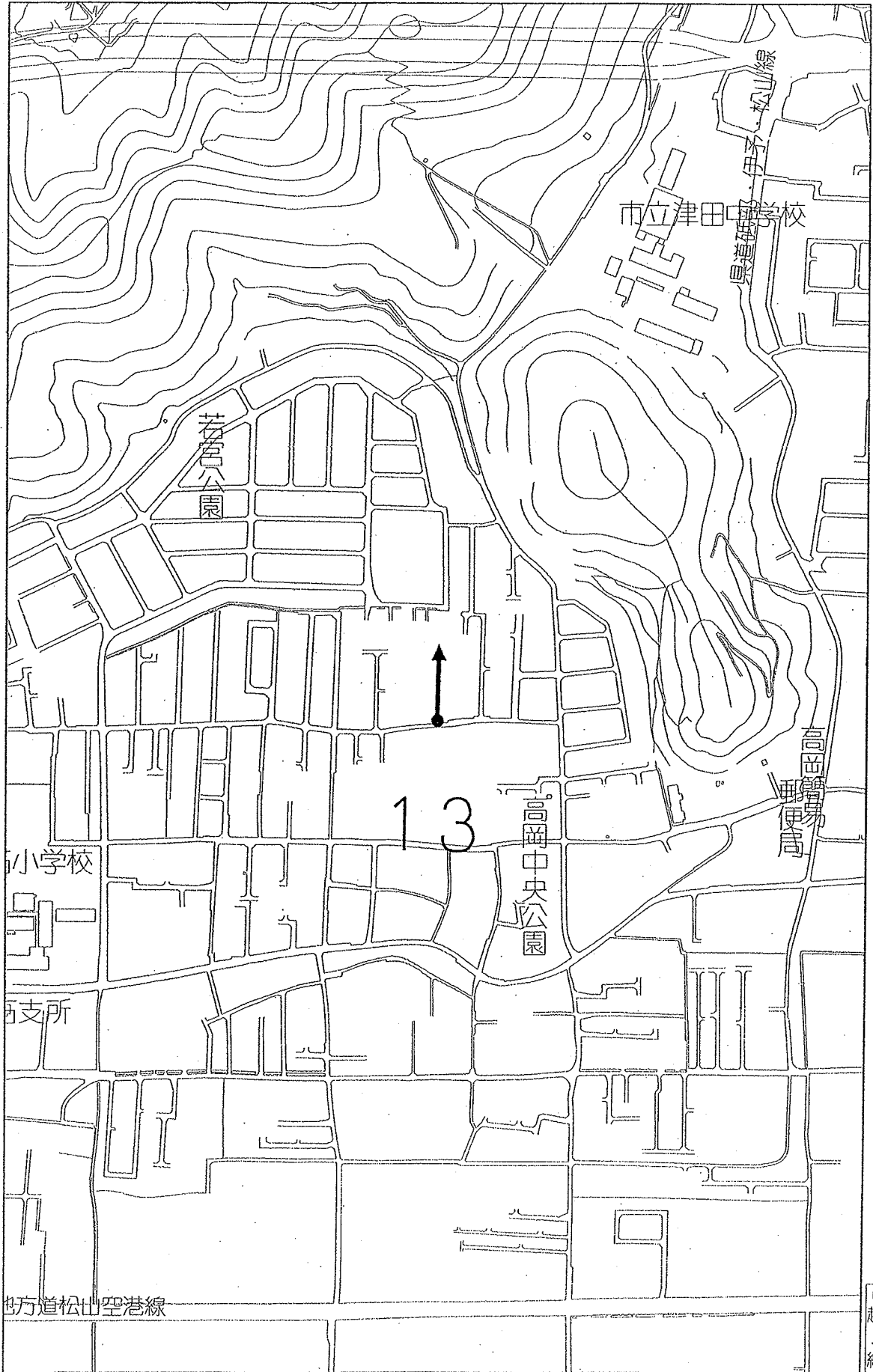
起点
 終点

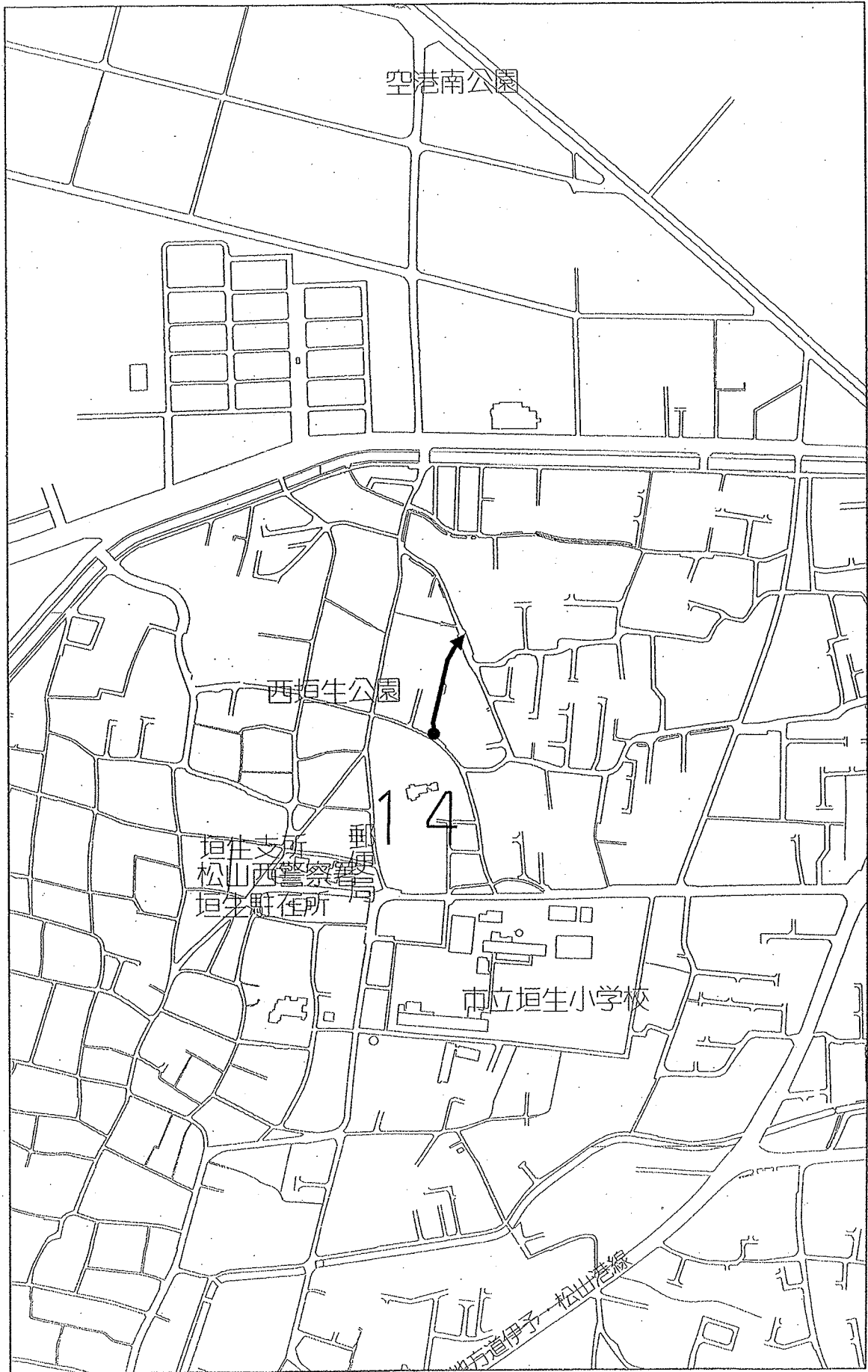


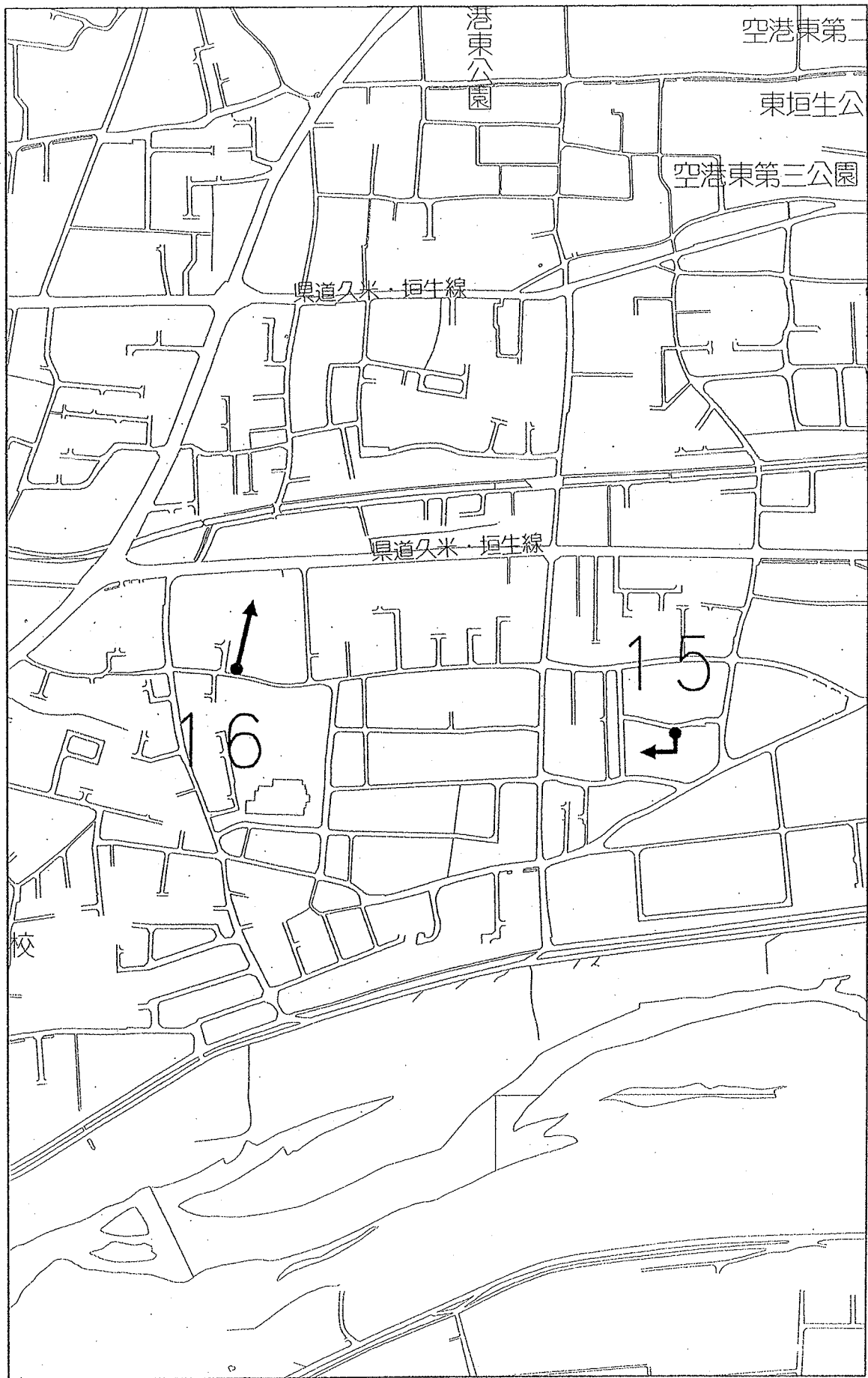
● 起点
 ← 終点



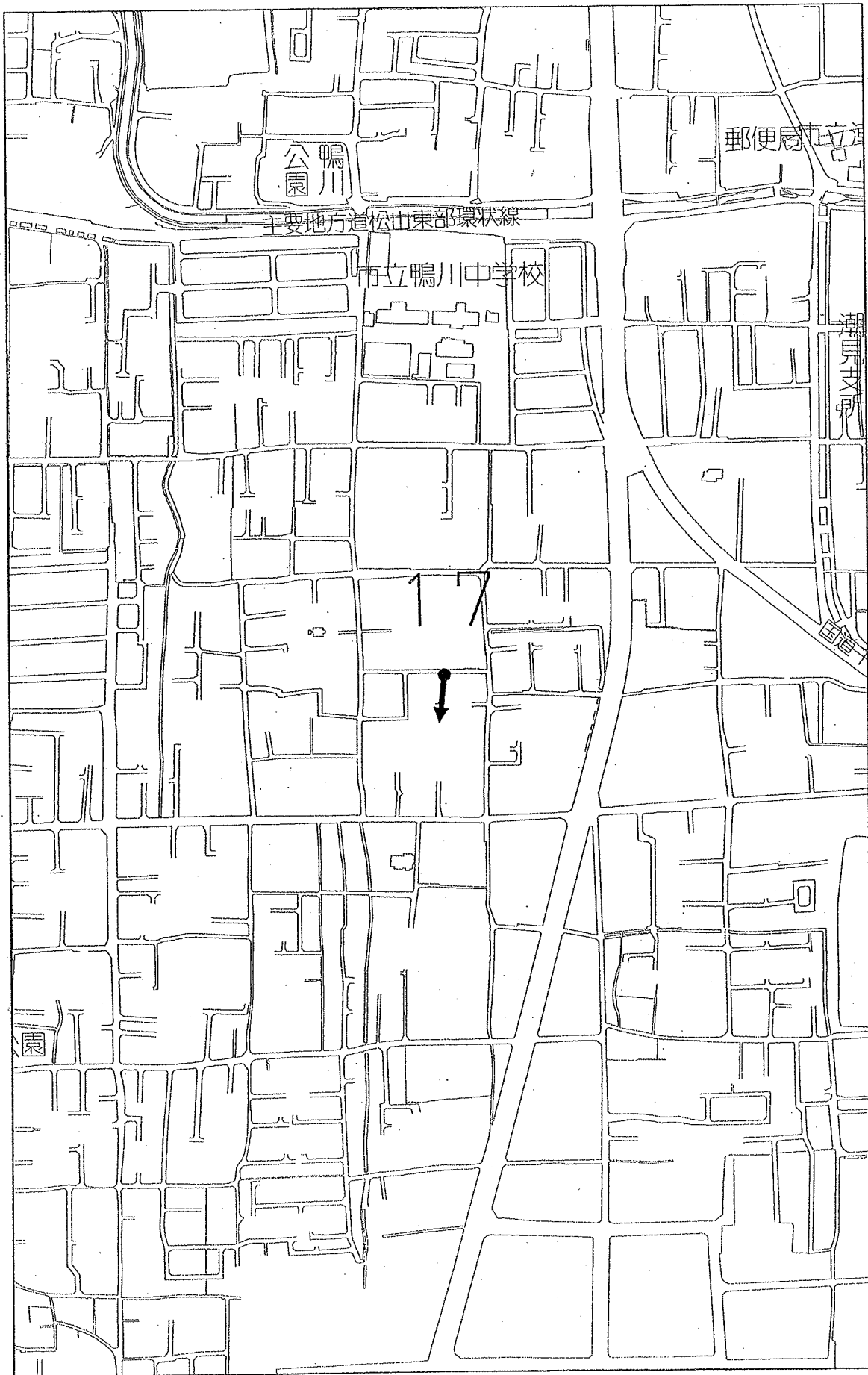
起点
 終点



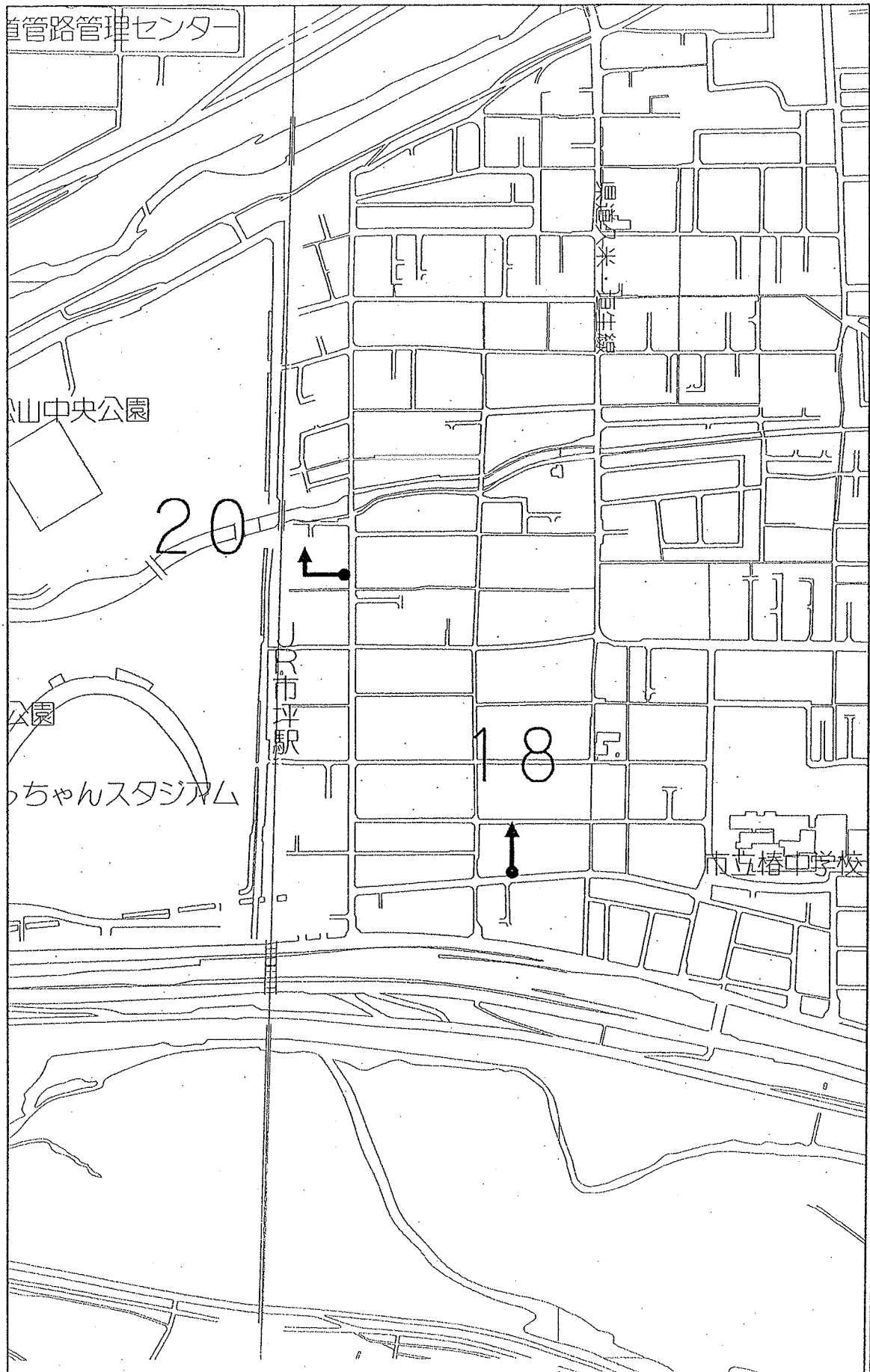


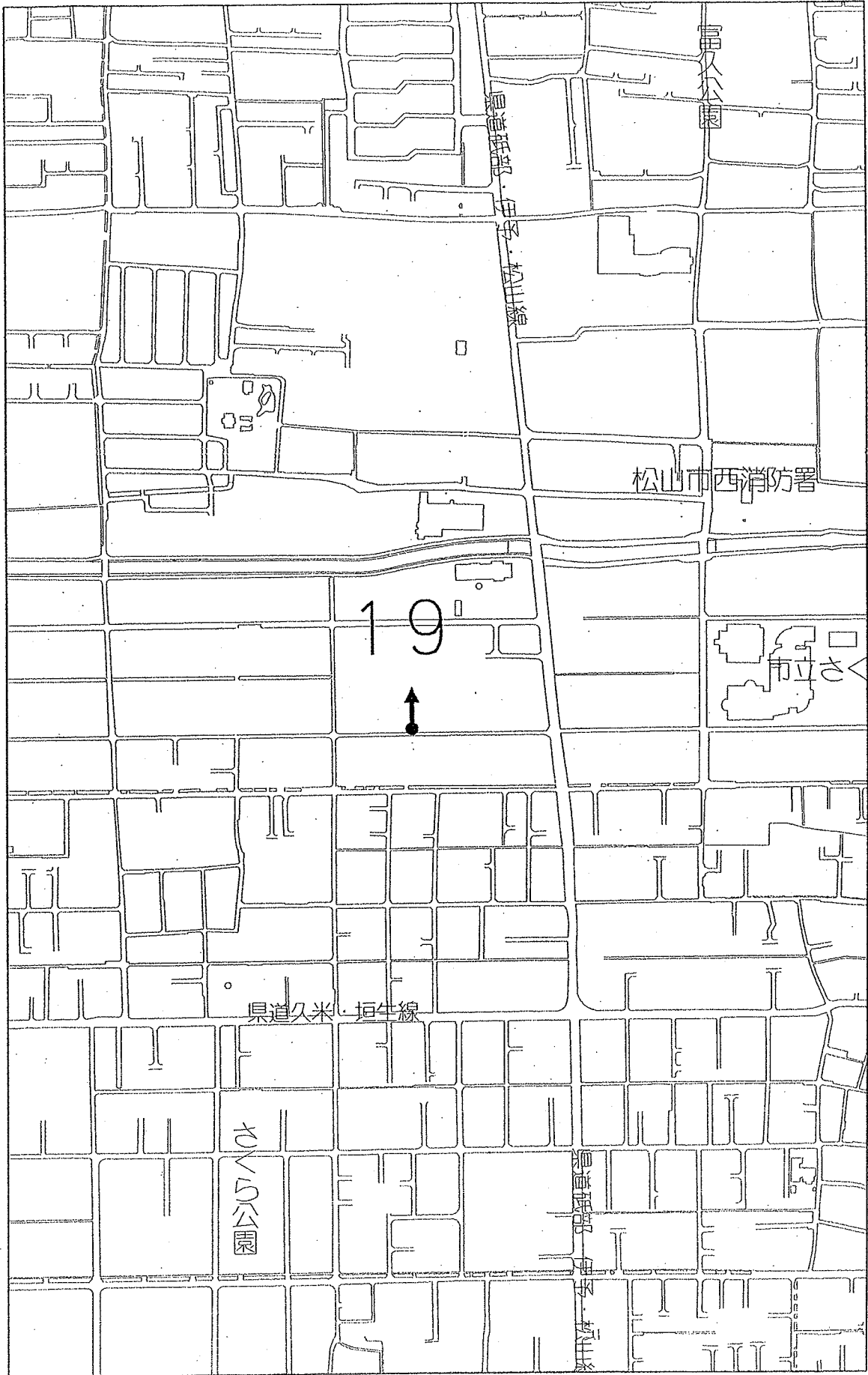


 起点
 終点



● 起点
 ◀ 終点

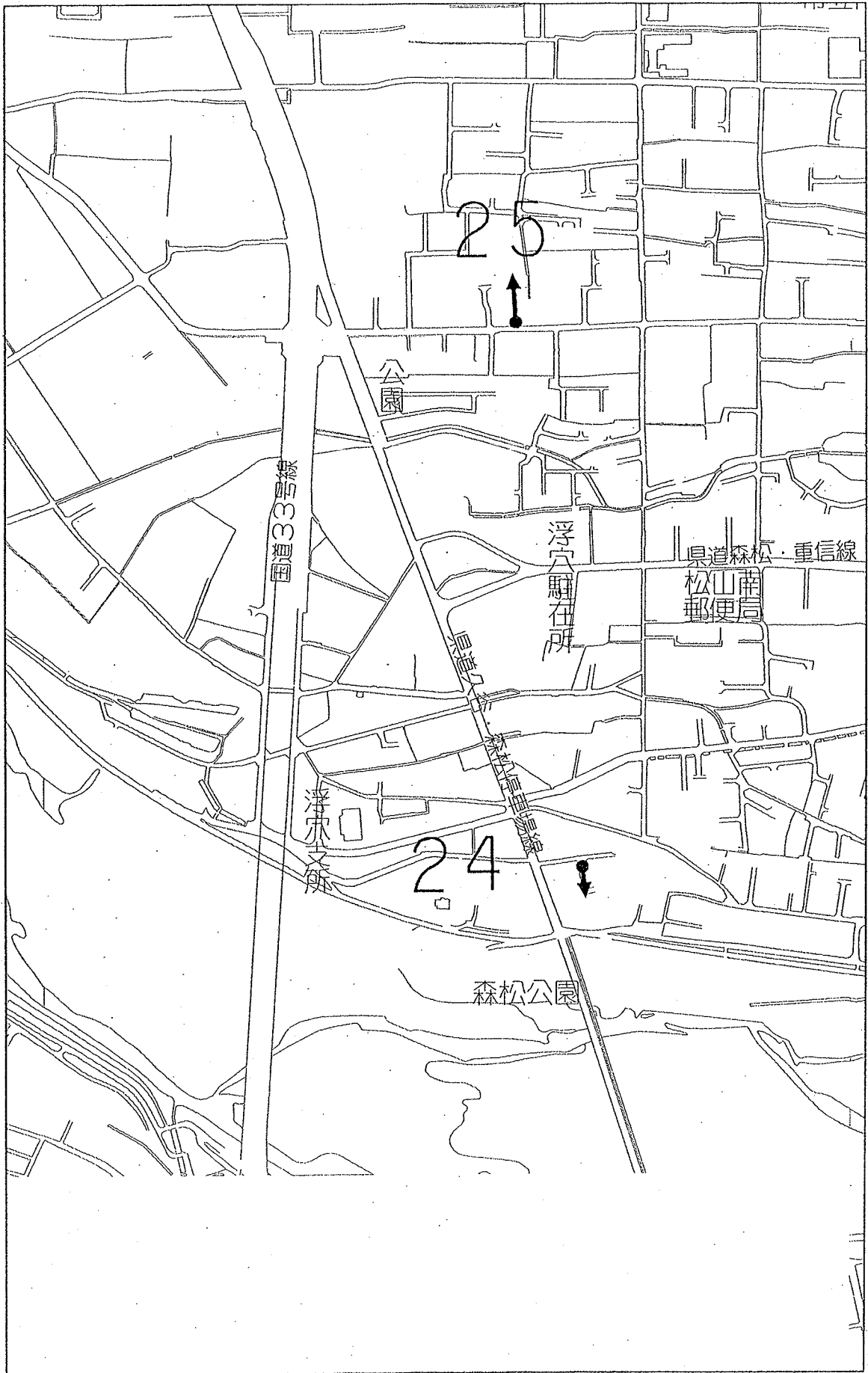


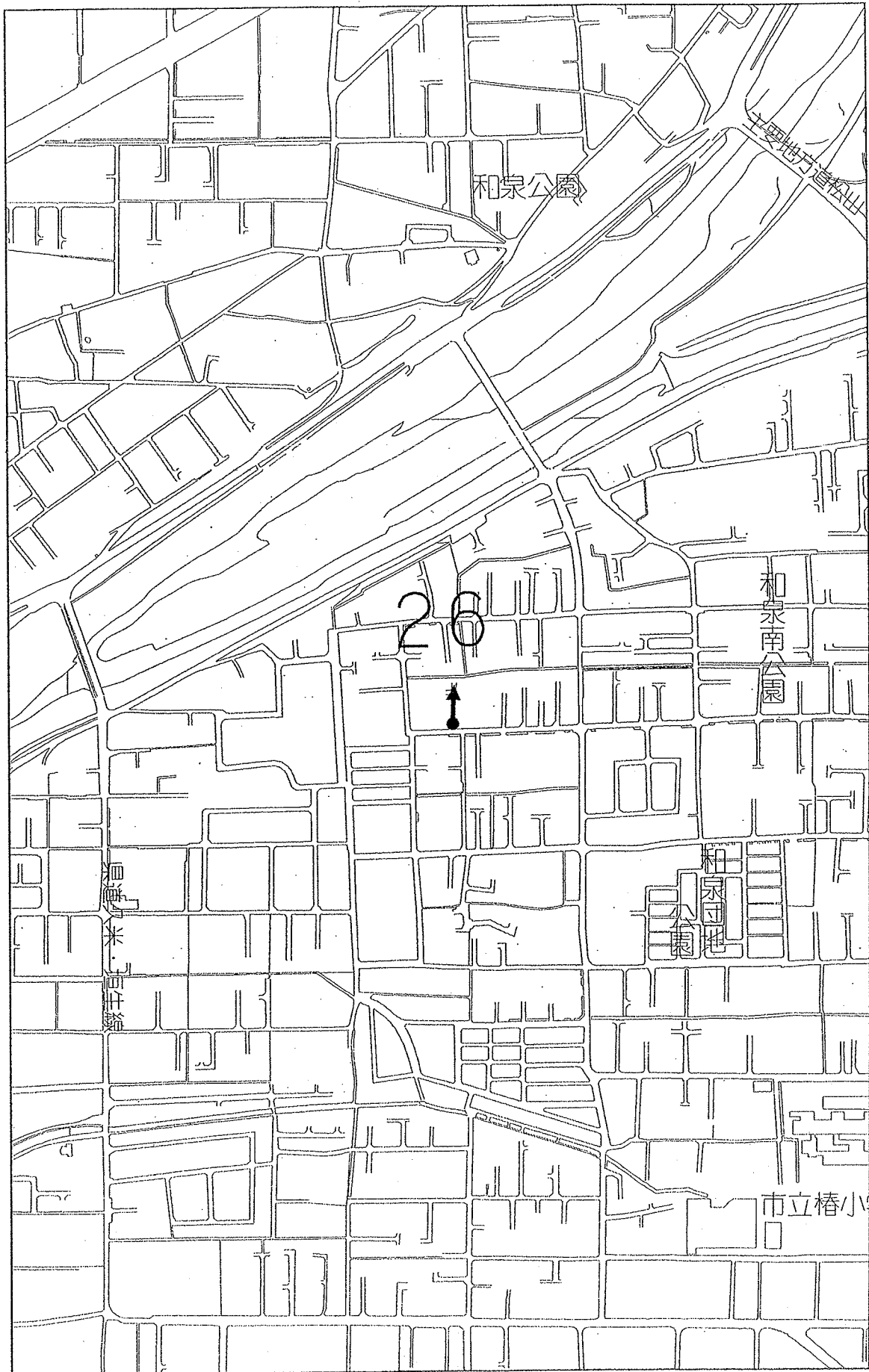


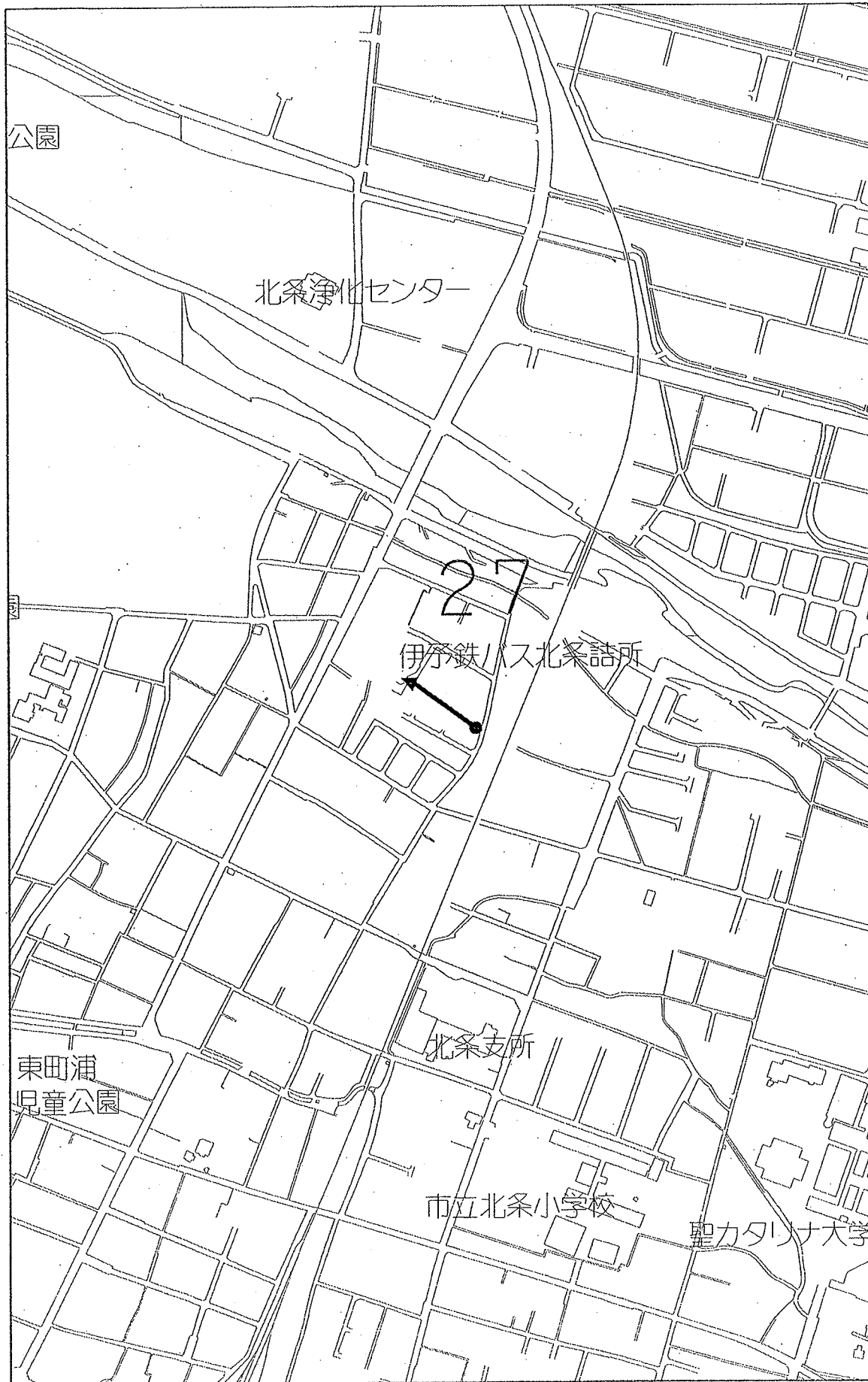
● 起点
 ↑ 終点

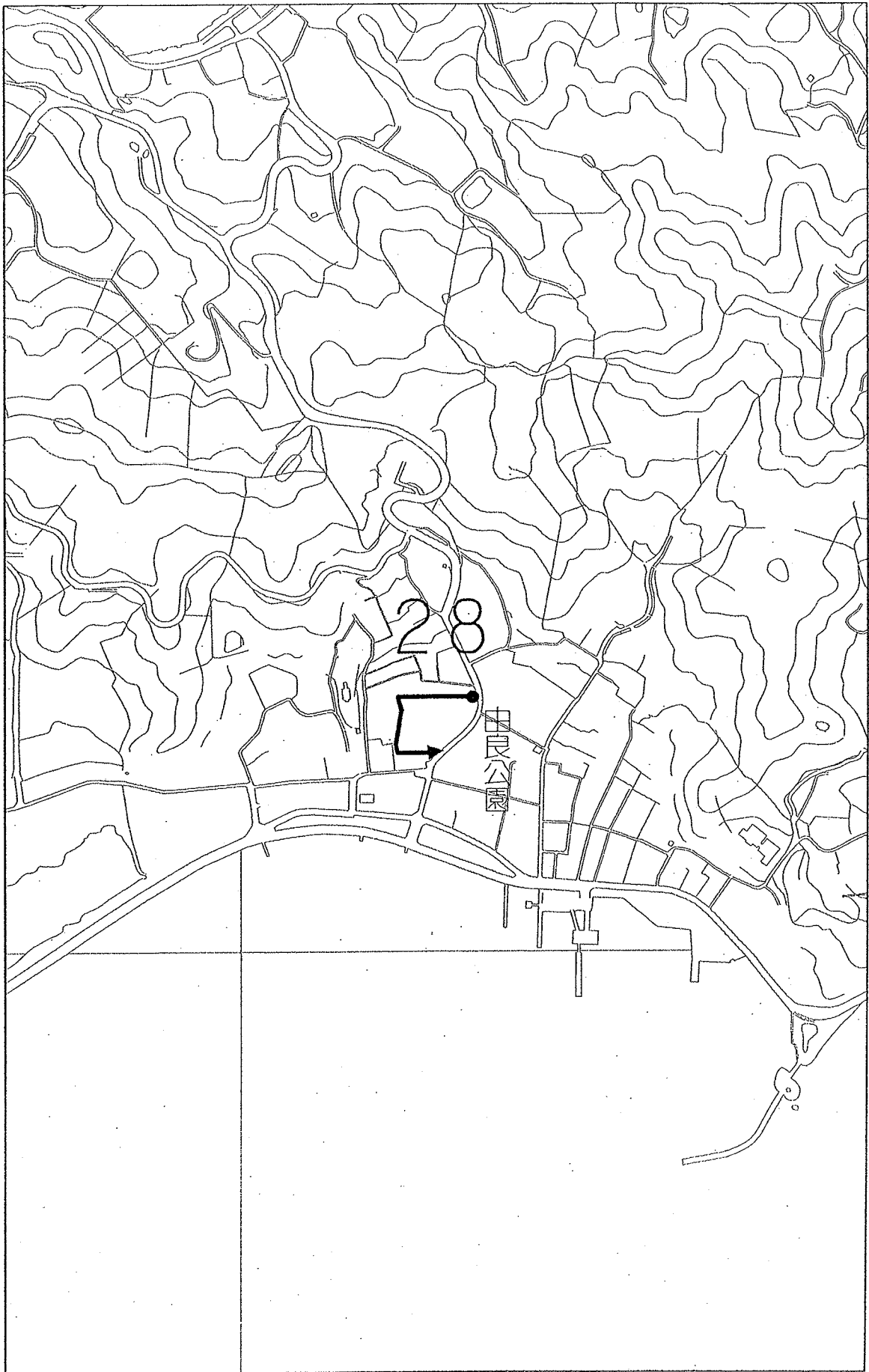




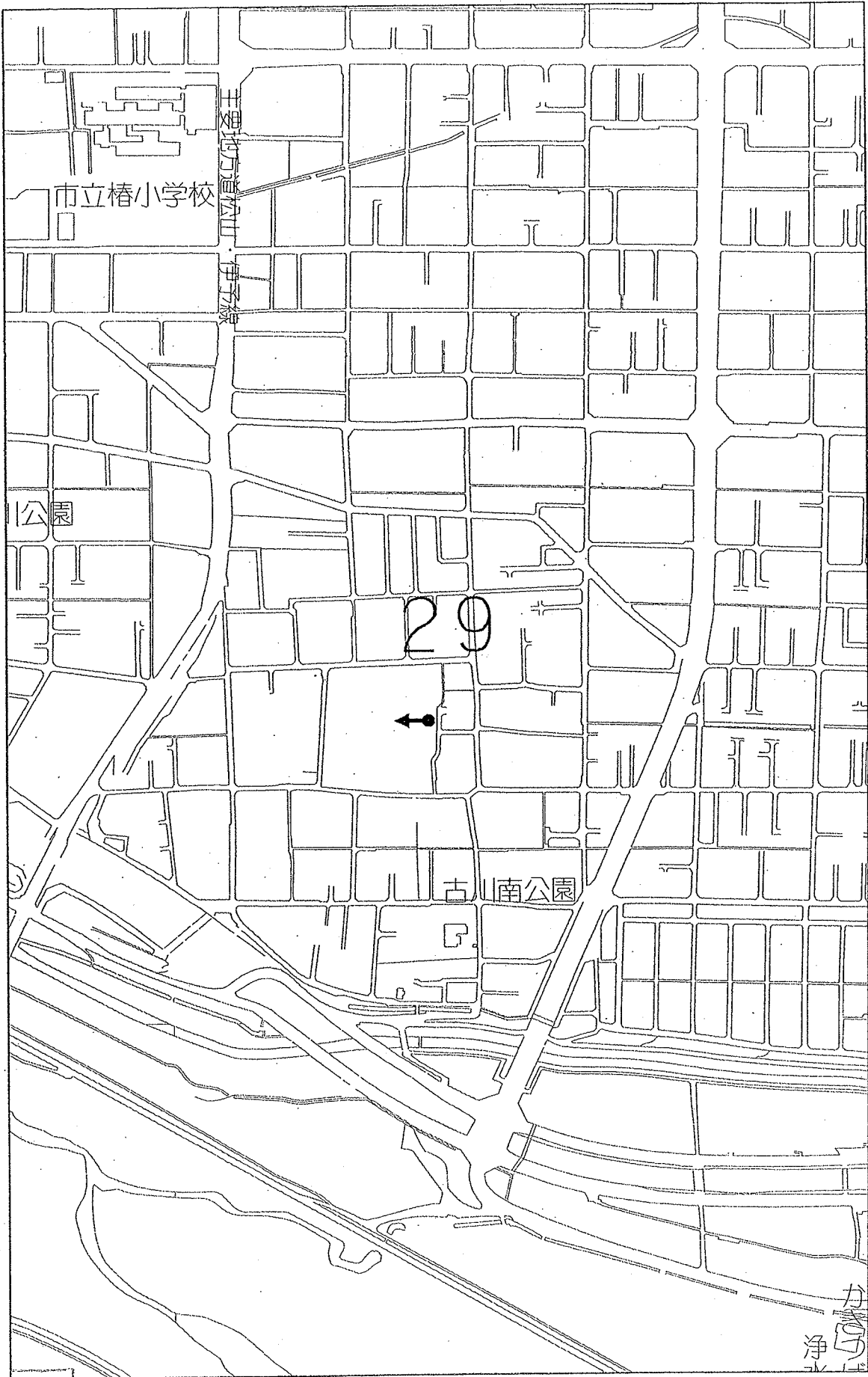




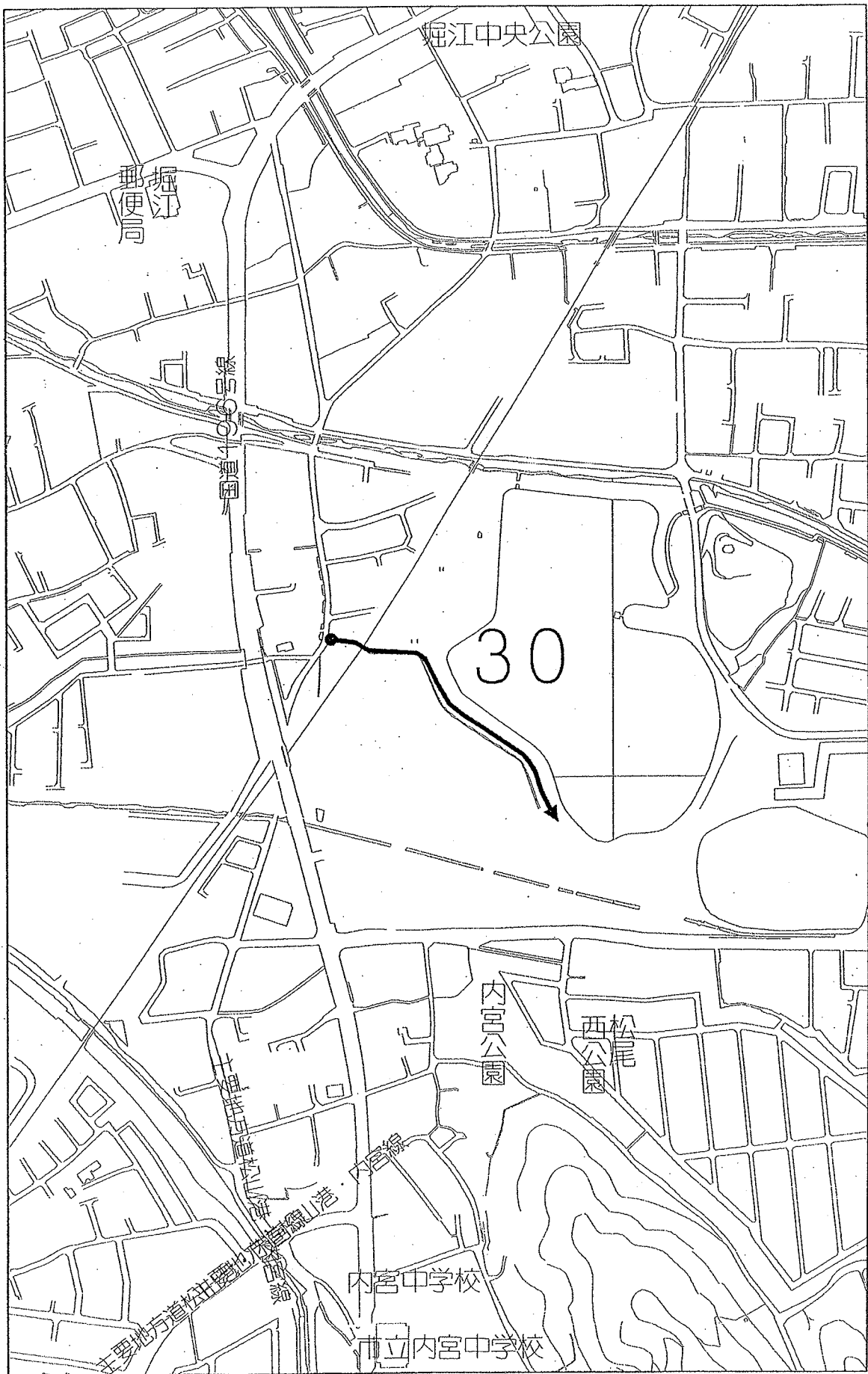




起点
終点



起点
 終点
 浄水



図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 雄郡 200号線	松山市土居田町 322番5地先	松山市土居田町 322番12地先	4.3 ~8.4	72.6
2	市 道 雄郡 201号線	松山市針田町 38番3地先	松山市針田町 35番14地先	5.3 ~10.4	188.4
3	市 道 素鷲 182号線	松山市枝松二丁目 340番1地先	松山市枝松二丁目 340番1地先	4.8 ~9.3	48.9
4	市 道 味酒 139号線	松山市衣山三丁目 641番8地先	松山市衣山三丁目 648番10地先	4.5 ~5.0	49.4
5	市 道 味酒 140号線	松山市衣山三丁目 641番8地先	松山市衣山三丁目 639番17地先	4.5 ~5.3	56.9
6	市 道 桑原 264号線	松山市畑寺四丁目 22番3地先	松山市畑寺四丁目 51番1地先	4.4 ~4.5	42.9
7	市 道 桑原 265号線	松山市畑寺四丁目 146番7地先	松山市畑寺四丁目 146番11地先	4.3 ~8.8	48.3
8	市 道 桑原 266号線	松山市東野五丁目 甲719番11地先	松山市東野五丁目 甲719番15地先	4.3 ~9.0	49.4
9	市 道 味生 280号線	松山市清住二丁目 1122番12地先	松山市清住二丁目 1122番8地先	4.3 ~10.7	37.3
10	市 道 生石 282号線	松山市南吉田町 1503番1地先	松山市南吉田町 1503番1地先	4.3 ~8.7	38.1
11	市 道 生石 283号線	松山市久保田町 1番9地先	松山市久保田町 2番4地先	4.3 ~8.5	94.5
12	市 道 生石 284号線	松山市久保田町 2番3地先	松山市久保田町 2番3地先	4.8 ~8.5	59.6
13	市 道 生石 285号線	松山市高岡町 710番1地先	松山市高岡町 710番2地先	5.3 ~9.7	61.9
14	市 道 垣生 194号線	松山市西垣生町 845番2地先	松山市西垣生町 851番3地先	4.3 ~13.3	95.1
15	市 道 垣生 195号線	松山市東垣生町 320番1地先	松山市東垣生町 320番7地先	4.8 ~9.0	41.7
16	市 道 垣生 196号線	松山市東垣生町 363番3地先	松山市東垣生町 363番7地先	4.3 ~8.6	60.5

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 久枝 273号線	松山市東長戸三丁目 444番2地先	松山市東長戸三丁目 444番6地先	4.5 ~9.0	36.8
18	市 道 余土 235号線	松山市市坪南二丁目 461番7地先	松山市市坪南二丁目 461番5地先	4.3 ~8.7	48.6
19	市 道 余土 236号線	松山市余戸西六丁目 1809番10地先	松山市余戸西六丁目 1810番2地先	5.3 ~12.3	38.8
20	市 道 余土 237号線	松山市市坪南二丁目 585番6地先	松山市市坪南二丁目 586番7地先	4.3 ~9.0	67.5
21	市 道 久米 239号線	松山市来住町 275番9地先	松山市来住町 283番3地先	4.3 ~6.6	49.1
22	市 道 久米 240号線	松山市南久米町 973番18地先	松山市南久米町 973番29地先	4.3 ~9.6	40.0
23	市 道 小野 235号線	松山市平井町 甲2335番2地先	松山市平井町 甲2337番1地先	4.3 ~11.3	43.3
24	市 道 浮穴 103号線	松山市森松町 456番6地先	松山市森松町 454番54地先	4.3 ~7.0	32.7
25	市 道 浮穴 104号線	松山市森松町 1027番5地先	松山市森松町 1027番14地先	4.3 ~8.6	47.1
26	市 道 石井 511号線	松山市和泉南四丁目 373番1地先	松山市和泉南四丁目 373番1地先	4.3 ~8.7	41.8
27	市 道 北条 19号線	松山市北条 492番1地先	松山市北条 502番1地先	4.3 ~11.3	75.0
28	市 道 興居島 53号線	松山市由良町 873番1地先	松山市由良町 873番1地先	5.3 ~12.5	166.0
29	市 道 石井 512号線	松山市古川南二丁目 706番8地先	松山市古川南二丁目 706番6地先	4.3 ~8.7	28.6

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
30	市 道 堀江 130号線	松山市堀江町 甲349番4地先	松山市堀江町 甲7番1地先	1.6 ~3.6	283.8

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（農地保全事業（大入道地区））の事業計画の変更について
市営土地改良事業（農地保全事業（大入道地区））の計画概要書を次のとおり変更し施行する。

記

市営土地改良事業（農地保全事業（大入道地区））計画概要書

1. 計画変更の要旨

当初計画では、旧堤体土を流用して施工する計画であったが、実施に当たり試験を行った結果、流用できないことが判明したことから、良質土に置き換える必要が生じたため、事業計画を変更し、事業費の増額を行うものである。

2. 目的

本地区は、愛媛県松山市の北西部、二級河川郷谷川の上流部に位置し、地形は比較的なだらかな丘陵地であり、瀬戸内海に向かった河川沿いの斜面に集落や農地が点在している。年間の降水量が少ない地域であり、ため池を主水源とした稲作や果樹栽培が展開されているが、近年、ため池の老朽化が顕著となっている。

そのため、農地・農業用施設・住宅等への災害を未然に防止するため、脆弱化したため池の改修を実施するものである。

3. 地区の概要

(1) 地区

大入道地区

(2) 所在地

松山市東大栗町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は、愛媛県松山市の北西部に位置し、ため池を主水源とした稲作や果樹栽培が展開されている農業地域である。

(4) 現況

受益面積 4.6ha

主要生産物 水稻・キウイ・露地野菜等

4. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画を変更する。

(1) 事業概要

ため池 n=1箇所 (H=11.5m L=42m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳

(単位：千円)

科 目	変更前	変更後
工 事 費	86,500	127,000
測 量 試 験 費	12,000	13,000
用地費及び補償費	1,500	1,500
工 事 雑 費	0	0
事 務 費	1,000	4,700
合 計	101,000	146,200

イ 負担区分

(単位：千円)

区 分	変更前	変更後
国 庫 補 助 金	55,000	77,825
県 費	15,000	21,225
市 費	29,990	45,735
地 元	1,010	1,415
合 計	101,000	146,200

5. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の軽減が可能である。

6. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の3第1項の規定により、

議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法 (抄)

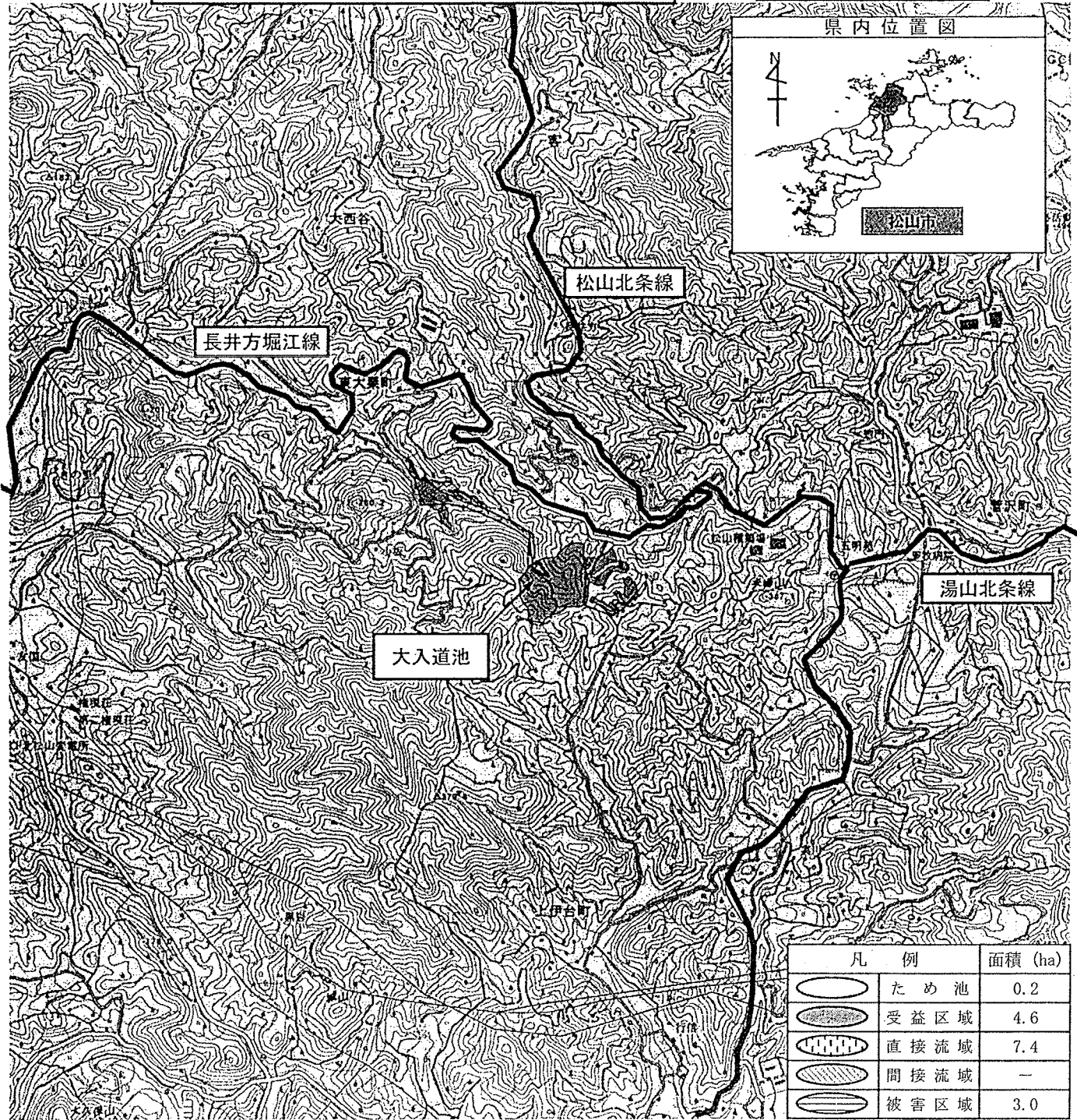
(土地改良事業の変更等)

第96条の3 前条第1項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

市営土地改良事業(農地保全事業 大入道地区) 事業計画位置

所在地 愛媛県 まつやまし 松山市 ひがしおおぐりちよう 東大栗町

縮尺1:25,000



凡 例	面積 (ha)
	ため池 0.2
	受益区域 4.6
	直接流域 7.4
	間接流域 ー
	被害区域 3.0

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（農地保全事業（民部地区））の事業計画の変更について
市営土地改良事業（農地保全事業（民部地区））の計画概要書を次のとおり変更し施行する。

記

市営土地改良事業（農地保全事業（民部地区））計画概要書

1. 計画変更の要旨

当初計画では、緊急放流施設を取水施設とは別に設置する計画であったが、実施に当たり再検討した結果、兼用することとしたため、事業計画を変更し、事業費の減額を行うものである。

2. 目的

本地区は、愛媛県松山市の北東部、一級河川伊台川の中流部に位置し、地形は急峻なところから河川沿いにかけてなだらかになる丘陵地であり、一級河川石手川に向う河川沿いに集落や農地が点在している。年間の降水量が少ない地域であり、主な水源をため池として、稲作や果樹栽培が展開されているが、近年、ため池の脆弱化が顕著となっている。

そのため、農地・農業用施設・住宅等への災害を未然に防止するため、脆弱化したため池の改修を実施するものである。

3. 地区の概要

(1) 地区

民部地区

(2) 所在地

松山市下伊台町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は、愛媛県松山市の北東部に位置し、ため池を主水源とした稲作や果樹栽培が展開されている農業地域である。

(4) 現 況

受益面積 3.3ha

主要生産物 水稻・もも・ぶどう等

4. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画を変更する。

(1) 事業概要

ため池 n=1箇所 (H=5.6m L=31m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳

(単位：千円)

科 目	変更前	変更後
工 事 費	37,000	29,270
測 量 試 験 費	10,000	9,200
用地費及び補償費	3,000	530
工 事 雑 費	0	0
事 務 費	500	1,365
合 計	50,500	40,365

イ 負担区分

(単位：千円)

区 分	変更前	変更後
国庫補助金	27,500	21,450
県 費	7,500	5,850
市 費	14,995	12,661.35
地 元	505	403.65
合 計	50,500	40,365

5. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の軽減が可能である。

6. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法(抄)

(土地改良事業の変更等)

第96条の3 前条第1項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

市営土地改良事業（農地保全事業 民部地区） 事業計画位置図

所在地 愛媛県 まつやまししもいだいまち 松山市下伊台町

縮尺 1/25,000



凡 例		面積 (ha)
	ため池	0.05
	受益区域	3.3
	直接流域	11.4
	間接流域	—
	被害区域	3.5